

北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月28日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第1号

北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="257 427 743 462">（自動車等使用者の手当の支給額）</p> <p data-bbox="210 480 1088 981">第8条 給与条例第13条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める片道の自動車等の使用距離（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離）の区分に応じ、支給単位期間につき当該各号に定める額（給与条例第5条の2に規定する育児短時間勤務職員等のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p data-bbox="230 1050 468 1085">(1)～(22) [略]</p> <p data-bbox="257 1102 645 1137">（併用者の区分及び支給額）</p> <p data-bbox="210 1155 1104 1342">第9条 給与条例第13条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p data-bbox="230 1359 1104 1447">(1) 給与条例第13条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であ</p>	<p data-bbox="1178 427 1664 462">（自動車等使用者の手当の支給額）</p> <p data-bbox="1126 480 2004 1032">第8条 給与条例第13条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める片道の自動車等の使用距離（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離）の区分に応じ、支給単位期間につき当該各号に定める額（給与条例第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等又は同条第2項に規定する再任用短時間勤務職員等のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p data-bbox="1146 1050 1384 1085">(1)～(22) [略]</p> <p data-bbox="1173 1102 1561 1137">（併用者の区分及び支給額）</p> <p data-bbox="1126 1155 2020 1342">第9条 給与条例第13条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p data-bbox="1146 1359 2020 1447">(1) 給与条例第13条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であ</p>

る職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 給与条例第13条第2項第1号及び同条同項第2号の規定を適用した場合における額の合計額

イ [略]

(2)、(3) [略]

(支給日等)

第9条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は同項各号に定める期間(以下この条及び第12条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則(昭和49年北上地区消防組合規則第5号)第2条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2、3 [略]

4 給与条例第13条第3項の規則で定める通勤手当は、次の

る職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 給与条例第13条第2項第1号及び同項第2号の規定を適用した場合における額の合計額

イ [略]

(2)、(3) [略]

(支給日等)

第9条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は同項各号に定める期間(以下この条及び第16条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則(昭和49年北上地区消防組合規則第5号)第2条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2、3 [略]

4 給与条例第13条第4項の規則で定める通勤手当は、次の

各号に掲げる通勤手当とし、給与条例第13条第3項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)、(2) [略]

(交通の用具)

第10条 給与条例第13条第1項第2号に規定する交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車並びにその他任命権者が特に承認する交通用具とする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

(1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

(2) 自転車（原動機付のものを除く。）

(3) 前号に掲げるもののほか、任命権者が特に承認する交通の用具

各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)、(2) [略]

(交通の用具)

第10条 給与条例第13条第1項第2号に規定する交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車並びにその他任命権者が特に承認する交通用具とする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第11条 給与条例第13条第3項の規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが管理者の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第12条 給与条例第13条第3項の規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路

に変更が生じないときの当該転居後の住居及び管理者がこれに準ずると認める住居とする。

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第13条 給与条例第13条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると管理者が認めるものであること。

(2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると管理者が認めるものであること。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第14条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第6条第2項の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第7条(同条第1項第3号を除く。)の規定は、給与条例第13条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合におい

(支給の始期及び終期)

第11条 [略]

(返納の事由及び額等)

第11条の2 給与条例第13条第4項の規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)、(2) [略]

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは北上地区消防組合職員の休職の事由に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第20号。以下「休職条例」という。）第2条の規定により休職にされ、地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなると

て、第7条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは、「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(支給の始期及び終期)

第15条 [略]

(返納の事由及び額等)

第15条の2 給与条例第13条第5項の規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)、(2) [略]

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは北上地区消防組合職員の休職の事由に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第20号。以下「休職条例」という。）第2条の規定により休職にされ、地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなる

き。

(4) [略]

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第13条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

(4) [略]

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第13条第5項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る給与条例第13条第5項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(以下、この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。)が2万円以下であつた場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が2万円を超えていた場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

3 給与条例第13条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、その者の返納に係る通勤手当の給与の歳出予算科目と事由発生月の翌月以降に支給される給与の算出予算科目が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第11条の3 給与条例第13条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

第11条の4 支給単位期間は、第11条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2、3 [略]

第12条 [略]

第13条 [略]

第14条 [略]

4 給与条例第13条第5項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、その者の返納に係る通勤手当の給与の歳出予算科目と事由発生月の翌月以降に支給される給与の算出予算科目が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第15条の3 給与条例第13条第6項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

第15条の4 支給単位期間は、第15条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2、3 [略]

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。